



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*36 議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例 (議会事務局) 1

公布された条例のあらまし

◇議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

1 条例概要

本県の財政状況の健全化に資することを目的として、議会の議員の議員報酬について減ずる額を引き上げることとしました。

2 施行期日

平成 25 年 7 月 1 日から施行します。

条 例

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 36 号

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例を次のように定める。

この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成16年和歌山県条例第38号）の適用については、同条例本則中「100分の3」とあるのは「100分の5」とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。